



小さな会社のための 労務管理講座

株式会社
北見式賃金研究所
所長 北見 昌朗

社会に出たのは昭和57年。経済記者として毎日、経営者に突撃取材。社長さんたちのド真剣な生き様に感銘を受け、経営者になりたいと一念発起して独立したのが平成7年。以後、経営者に給与の払い方を提案しつつも、自分が職員の給与問題で四苦八苦。社長の孤独さ、辛さをまじまじと実感。負けてたまるかと、自分を叱咤激励! モットーは「社員あつての会社 会社あつての社長 社長あつての社員」。「愛知千年企業」(中日新聞社)など著書多数。名古屋出身。

第4回目 さあ困った! 消える、残業代。

北見式賃金研究所は、中小企業の正社員の給与明細を集めた調査「ズバリ! 実在賃金」を毎年作成しています。それを見れば、実際の残業時間数がわかります。平成28年度 愛知県版のサンプルは205社、17、391人でした。その中で「製造業 一般男性社員(管理職除く)」のみを抜き出すと5、094人でしたので、そのデータを使って検証してみました。

Q 36協定違反は何%いるのか?

残業時間は通達により「年間360時間(月間45時間)以内」と定められています。この意味は、ある月は45時間の残業があつても良いが、他の月を減らすことにより、年間360時間以内でなければいけないという意味です。つまり月間平均30時間以内であることが必要です。

それを超える場合は特別条項付きの36協定の提出が必要です。その特別条項にも「年間720時間以内」とか「年6回以内まで」などの制約が法制化される見込みなので、単純に毎月60時

間の残業をして良い訳ではありません。だから問題になるのは「月間30時間超」の残業をしている社員です。それは調査対象者中の52.9%いて、過半数でした。

Q 年間360時間(月間30時間)を厳守したら、いくら残業代が減るのか?

残業を多くしている社員がその残業時間を抑えたら、当然のことながら残業代が減ります。どれだけの減収になるのか気になります。年収で言えば数十万円減です。家計に影響を与えます。

そう言えば、第一生命のサラリーマン川柳にこんなのがありました。「残業を するなと会社しろと妻(せな君パパ)」

Q 年間360時間(月間30時間)を厳守するため何%の増員が必要なのか?

残業を抑制するとしても、問題はオーバーする仕事をどうす

るかです。もし生産性を向上できなければ増員が必要になります。その「月間30時間超の残業時間」を増員で対応するとすれば、何%の増員が必要なのかを計算しました。出てきた答えは16.1%でした。中小企業が求人難に苦しむ中で、これだけの増員が可能なのかどうかクビを傾げる向きもあるでしょう。

今後、労基法改正が国会で審議される予定です。時期は衆議院解散により見通しが立っておりませんが、法改正が決まると、残業時間が厳しく抑制される見込みです。

残業減は、社員にとっても、会社にとつても影響があります。法が施行されたら、自社にどんな影響が出そうなのか研究しましょう。

話のポイント

「月間30時間(年間360時間)を超が過半数占めるのが中小企業の実態」

- ▼ 残業代減で家計は苦しくなる
- ▼ 生産性を向上できなければ大幅増員が必要

※本内容は、平成29年9月時点のものです。